



平成21年3月30日

各位

会社名 株式会社東京ドーム  
代表者名 代表取締役社長 林 有厚  
(コード番号9681 東証第一部)  
問合せ先 広報・IR室長 池田 進  
(TEL 03-3811-2111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年3月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年4月28日開催予定の第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第5条に定める当社の公告方法を日本経済新聞への記載から電子公告に変更するものであります。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。  
また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第1条および第2条)。
- (3) コーポレート・ガバナンスのさらなる強化と効率化を図るため、現行定款第26条と第29条に定める取締役会の招集権者および議長を、取締役会で予め定めた取締役に変更するものであります(変更案第24条および第27条)。
- (4) 社外取締役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、変更案31条を新設するものであります。  
なお、本規定の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。  
また、社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、変更案41条を新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年4月28日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年4月28日(予定)

以上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ～ 第 4 条  第 5 条 当社の公告方法は、 <u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行</u> う。	第 1 条 ～ 第 4 条  第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行</u> う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	第 7 条 (削 除)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
第 9 条 (1) (条文省略)	第 8 条 (現行どおり)
(2) <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削 除)
第 10 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。	第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(3)	(3)
第 11 条 (1) (条文省略)	第 10 条 (1) (現行どおり)
(2) <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>	(2) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第 12 条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。	第 11 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。
第 13 条 (1) <u>株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、その氏名、住所及び印鑑を当社所定の株主名簿管理人に届け出なければならない。これらを変更したときも同様とする。</u>	(削 除)
(2) <u>外国に居住する株主、登録株式質権者又は法定代理人もしくは代表者は、日本国内に居住する者を代理人に選定し、その氏名、住所及び印鑑を当社所定の株主名簿管理人に届け出なければならない。これらを変更したときも同様とする。</u>	
(3) <u>前 2 項の届け出を怠ったことによって生ずる通知又は催告の遅延その他の事故については、当社は一切その責任を負わない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
第14条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第15条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
～	～
第21条	第19条
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第22条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
～	～
第25条	第23条
第26条	第24条
(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。但し各取締役は、課題と理由を付して社長にその招集を請求することができる。	(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会で予め定めた取締役</u> がこれを招集する。但し各取締役は、課題と理由を付して <u>当該取締役</u> にその招集を請求することができる。
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
第27条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
～	～
第28条	第26条
第29条 取締役会の議長には社長がこれに任じ、社長に事故があるときは取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がこれに任ずる。	第27条 取締役会の議長には法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会で予め定めた取締役</u> がこれに任じ、 <u>当該取締役</u> に事故があるときは取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がこれに任ずる。
第30条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
～	～
第32条 (新 設)	第30条 当社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第33条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
～	～
第41条 (新 設)	第40条 当社は、 <u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条 (条文省略)	第42条 (現行どおり)
～	～
第43条	第43条
第7章 計 算	第7章 計 算
第44条 (条文省略)	第44条 (現行どおり)
～	～
第47条	第47条

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以上